

令和6年度 第6回 福島地方最低賃金審議会 議 事 録

日 時：令和6年9月30日(月)
13:30～15:40

場 所：福島テルサ あづま

出席者：(公)熊沢、橋本、長谷川

(労)大越、塩澤、志賀、高橋、松本

(使)安達、金子、佐藤、鈴木

1 開 会

(会 長) 定刻となりましたので、これより令和6年度第6回福島地方最低賃金審議会を開会いたします。

事務局より定足数の確認をお願いします。

(室 長) 本日は、公益の森谷委員、元井委員、使用者側の大内委員が欠席となっております。佐藤委員が今向かっているという連絡が来ておりますので、そろそろ到着するかと思います。委員の3分の2以上の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

2 議 事

(会 長) それでは、本日本日予定している議事について、事務局から説明をお願いします。

(室 長) 本日本日予定しております議事は、特定最低賃金、電子部品等製造業、計量器等製造業の改正の必要性の有無について、第5回審議会において協議した結果、参考人意見聴取を実施することとなりました。

労働者側、各1名につきまして、20分程度で参考人意見陳述及び各委員からの質疑を10分程度予定させていただきます。

特定最低賃金、電子部品等製造業、計量器等製造業の改正の必要性の有無の審議について、全会一致で必要性有りの結論が出た場合にはその後の手続等の審議を予定しております。

議事に入る前に、前回の本審におきまして、橋本委員からお話のありまし

た山形県の電子部品等製造業の影響率についてですが、山形労働局に確認しましたところ、山形局のすべての審議会等が終了した段階になれば、議事録と合わせて資料もホームページに公表されるものですが、これから審議していく段階で他局に公表することはできないとの回答でした。以上報告いたします。

(会 長) 只今いただきました説明でよろしいでしょうか。

(橋本委員) 結構です。

○ 参考人意見聴取について

(会 長) 事務局より議事について説明がありましたが、本日の審議会では参考人からの意見聴取を行います。

それでは、参考人意見聴取について、事務局より報告をお願いします。

(室 長) 8月27日に開催されました第5回福島地方最低賃金審議会において、最低賃金法第25条第6項に基づき、参考人から意見を聴くことが決議され、参考人として労側団体より2名の推薦がありました。

本日は、電子部品等製造業関係でOKIシンフォテック労働組合・執行委員長、松本雄一様、計量器等製造業関係で、林精器製造株式会社労働組合・執行委員長、塩谷憲之様から意見をお聴きする予定になっております。

発言の要旨は、意見書として本日の資料に添付しておりますので、よろしく願いいたします。

(会 長) それでは、これより参考人から意見聴取を行います。

最初に参考人から意見を伺い、その後に質疑応答という順序を進めます。

では、電子部品等製造業労働者側参考人の松本様から意見をお伺いしますので、事務局は松本様の案内をお願いします。

【参考人入室】

(会 長) 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。福島地方最低賃金審議会会長の熊沢です。

最初に自己紹介していただき、その後に、御意見を伺いたと思います。御意見は、20分程度で収めていただき、その後に各委員から御発言内容等に関して質問をさせていただきますので、宜しく願いいたします。

(松本雄一) 私はOKIシンフォテック労働組合の執行委員長を務めております松本と申します。よろしく願いいたします。

電機産業と当社の労働実態について4点ご説明させていただきたいと思
います。

まず1点目、私たちの電機産業は様々な事業領域になっております。家
電、重電、情報通信、半導体など幅広くモノづくりを行っております。全体
的に専門性が高く、熟練の技術、能力、さらには特殊な資格が必要になって
まいります。会社はスキルレス化や自動化、IT技術の導入など、様々な取
り組みを行っていますが、全体的に見てもまだまだ人財『ひと』に頼らざる
を得ない状況が多くなっております。

2点目についてです。私どもの会社について少し説明させていただきま
す。メカトロ技術とエレキ技術を融合させ、様々な製品を製造しておりま
す。『社会の大丈夫をつくっていく』を掲げ日々生産活動をしております。
特に主力製品の電源装置は、身近な所で多く使用されており、とても大切
で重要な役割を担っていると思っております。バックアップ電源は、停電
などによって電力が断たれた場合でも一定時間電力を供給し続ける装置で
す。そして、使用される用途は、医療機器分野では透析装置、内視鏡装置、
社会インフラ機器分野ではエレベーターや航空管制塔制御盤など多くの機
器になります。昨今は、震災が多い時代であり、無くてはならない製品のモ
ノづくりを担っていると考えています。また、メカトロ技術でも、屋外環境
に合わせ気密溶接や塗装技術は震災時等の非常放送、市町村向けの防災無
線等々に使われております。また、鉄道乗車位置案内や屋外配線盤などに
使用する板金を製造し、社会インフラ分野にも貢献しております。

次に3点目、営業、設計、調達、品質管理の職場や製造現場では、我々
は板の状態からモノづくりを行い、抜き、曲げ、溶接、塗装、筐体組立、配
線組立など、多岐にわたります。各分野があたえられた業務に責任と誇り
を持ち、日々の仕事に従事しております。非常時に採用しなければならない
ため、万が一があってはなりません。そのために、品質第一を考え、しっ
かりと教育と作業訓練を受けたのち、職場配属を行っております。

次に4点目、我々は福島市笹木野の地で操業を開始し今年で80年を迎
えました。これまで順風満帆だった訳ではなく、幾度となく会社分割や会
社合併を繰り返し、事業の集中と選択を行いここまで存続して参りました。
その都度、人財『ひと』の重要性を痛感ながら現在に至ります。これからも
地域に根付いた企業を目指していきたいと労使で考えております。

次に、当社の賃金状況について御説明させていただきます。2024年春闘では、賃金引上げ額13,000円となりました。60歳以上の雇
用者(シニア社員)も10,000円から11,000円の水準改善が図
ることができました。初任給については会社の強い思いがあり、人材確保の
観点から高卒9,000円、大卒4,000円の水準改善が図られました。
また、企業内最低賃金(18歳見合い)は11,000円引上げ184,5
00円で妥結し時給水準は1,183円となりました。その結果、昨年より
時給で71円の引上げとなりました。一方、契約社員についても会社と協
議を重ねた結果、一律5,000円の水準改善と成績査定分ではありますが、平均で1,500円の改善を図ることができました。その結果、平均で
すが時給42円の引上げとなりました。

次に特定最低賃金改正の必要性について述べさせていただきます。今
ほど説明したとおり、今春闘の結果などから見ても、電機産業で働
いている皆さんの産業別最低賃金の引き上げは急務であると考えておりま
す。特に、モノづくり現場においては、人の確保はこれまで以上に課題とな
っているのではないのでしょうか。ここ数年、地域別最低賃金の額差により、
県外への生産人口流出の問題や地域最賃と産業別最賃の比較における優位
性がなくなっていると感じております。モノづくり現場や中小規模の事業
場ほど、事業継続や技術・スキルの伝承などの対応のためにも、産業別最低
賃金の関係性を労使でしっかり議論する必要性があると感じております。
そのことから強く審議入りを希望したいと思っております。

続きまして、その他の意見としてですが、繰り返しになる部分もありま
すが、3点ほど述べさせていただきます。と思っております。

1つ目は、電機産業はリーディング産業として将来を担う若者に対し魅
力ある産業であると思っているし、思って貰いたいと考えております。労
働条件、入口を見ていただくためにも賃金が必要であると考えます。

2つ目が、電機産業で従事している方々のモチベーションの維持・向上
については、産業全体の成長、発展に繋がると思っています。その為にも『人へ
の投資』が不可欠であり『安心して仕事に集中できる環境整備』の重要性を
強く主張したいと思っております。

最後に、当社は労働側と使用者側は意見交換をととても重要としています。
それは、少しでも働きやすい職場環境となる為に常に対話を意識しており

ます。課題認識、解決できないとしても共有するという意識しております。そのためにも、特定最賃も審議無くして問題認識、共有が図れるか疑問な部分あります。しっかりとその辺を含め議論すべきであると考えております。

以上が私からの説明となります。よろしく申し上げます。

(会長) ありがとうございます。松本様からの御意見について質問等ございますか。

(安達委員) 使用者側の商工会議所連合会の安達と申します。本日はお忙しいところご意見をいただき、ありがとうございます。貴重なご意見いただきましたこと、重く受け止めております。

何点か教えていただきたいところがございますが、御社の方で専門性が高く、熟練の技術者というのは具体的にどういう作業をされている方なのか、それから、色々な製品を作られていると思いますが、その製品によって熟練度が違うと思っておりますが、具体的にどういう作業があって、そこに従事している方がどのような方なのか、まず一つ目教えていただきたいと思っております。

(松本雄一) まず技術というところで、溶接ですと、ステンレス等の溶接は熱を加えますので溶けて穴があいてしまう、10年選手じゃないとその作業が出来ないということもありまして、溶接は感覚というところもあるので、とても難しい作業だと感じております。

あと配線組立につきましても、3メートルくらいの配電盤を何百と配線していきます。その配線のラインを見ても、熟練と何年間の選手では、ライン取りも違うし、作業線も違うので、日々スキルを上げていかないといけないという作業が多いと思っております。

我々の製品は屋外に使う部分が多いので、塗装も気密性が保たれていないと中の部品も駄目になってしまうので、そういった部分でも違うと思っております。

(安達委員) 具体的にイメージが出来ました。ありがとうございます。

非常に大事な作業だと思います。例えば10年選手じゃないと駄目だという方々は実際、特定最低賃金でなくて働いている方なのではないかと思っております。これぐらいの人たちは正社員であって、高度な技術を持っている方がやられているわけで、特定最低賃金で働く方の議論ではない、

それを超えているレベルなのかなと私は感じました。

そのあたりはいかがでしょうか。

(松本雄一) 全員が最初から出来たわけではないので、最初、契約社員の方が腕を磨いて正社員に登用されたりですとか、当社ですと年間4人から8人の方が腕を磨いてもらって頑張ってもらって正社員になるということもあります。

(安達委員) 取引をされている会社はどのくらいあるのか、価格転嫁が非常に厳しいという話を聞くものですから、御社はどのように感じられておりますか。

(松本雄一) 弊社はちょうど真ん中ではないかと思っております。売る立場でもあるし、買う立場でもあります。

我々はビジネスパートナーという位置づけの元やっております。価格転嫁は見直しをかけていると聞いております。それについては、労使間協議でしっかりと内容を確認しながらやっております。

(安達委員) ありがとうございます。

(大越委員) 松本様の説明、ありがとうございます。

昨年度の電子部品デバイスの最低賃金で、経済センサスの方から見たところ、880円以下では1,000名くらいの方が対象になっておりまして、その上900円以下というところでは、2,000名近くおります。その中でも、男性は人数が少なく女性の人数が多いという統計が出ております。全体的に見ても、電子デバイス部品の特定最低賃金に関する部分を見ると女性が非常に増えているということで、先ほど特殊な技術ということでスキルを上げて、目指されている方がたくさんいるというところですが、そういうところで働いている方は女性が多いのではないかと考えております。御社でも特定最低賃金近傍の女性の方はどのくらいの割合でいるのか教えていただけますか。

(松本雄一) 比率で言うと3分の1くらいは女性かと思っております。

女性だからこの職場とかは決めておらず、女性の方でもフォークリフトを運転したり、クレーンを運転したり、やりたいという人の希望は出来るだけ叶えると言うか、社内ローテーションをしながら、色々な職場をやってもらっています。ただ、検査や配線組立など、手先が女性の方が器用な部分もあるので、そちらが若干多くなっているかなというところがあります。

(大越委員) ありがとうございます。

検査の部分で誰でも出来るという検査は少ないと思います。溶接を、機械も使って検査しておりますが、検査ではまだまだ分からない部分や難しい判断は、検査員のスキルが必要とされていると感じました。そういった意味でも、検査の方は誰でも出来るというよりは、しっかりと教育をなさって検査のレベルを担保した方でないと登用できないのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

(松本雄一) 今ほど言われたように、目で見てわからないものはX線を通したり、強度試験をやったり、デジタル的なところで管理しているものと、あとは目視で確認するものとあります。ただ、我々は会社の中でしっかり資格取得や認定試験をやっておりまして、ある程度のレベルにならないとこの検査をやっては駄目だということですか、検査をするにあたって、認定試験をクリアしないと駄目ですとか、あとは検査でも外部の試験がありますので、外部試験をとったら資格奨励品をいただけるとか、それがお給料に跳ね上がるとか、しっかりと明確にしながら、スキルを上げていこうということはやっております。

(大越委員) ありがとうございます。

最後にもう1点、関係会社や下請けの会社に対しても検査の指導はなされて、誰でも出来るというわけでなく、検査等で不良を出さないという仕組みがあると思いますが、そういった関係会社の企業様、下請けの企業様に対する教育という部分はどのようにされているのでしょうか。

(松本雄一) 年に何回か訪問しながらビジネスパートナーとして我々が協力できることはしっかりと協力する、どうしてもビジネスパートナーに生産技術的な部署がないところには、こちらから治具を制作してこの治具で検査をしてくださいとか、色々な装置の貸し出し、我々と同じ品質で我々と同じようなモノづくりを出来るようなバックアップ体制はしております。

(大越委員) ありがとうございます。

飲食店などのサービス業の比較的単純業務と比較しても、誰でもが出来るという検査はなかなかないということでは優位性を感じました。

(会長) 私からもよろしいでしょうか。

特定最低賃金の産業別に議論するときに、産業の労働者というのは多様であって、色々な人がいるということはそれぞれの委員の御指摘のとおりだと思います。伺いたいのは、御社において一般的にどういう風な人が何

歳ぐらいで入ってきて、どのような学歴で、どのような社内の訓練を経て難しいとされる溶接とか塗装とか、一人前と言われるような状態になるまでに、どのくらいかかっているのか、そして女性が色々な分野におられると思いますが、そういう人たちの一般的な属性、先ほど安達委員のご質問に即して言えば、私たちは特定最低賃金として電子デバイスの議論をするときに、どのような人に係る賃金なのかということの、具体的なイメージを持ちたいので、簡単に言うと、ベテランになるまでの一般的なキャリア像を教えてくださいたいと思います。

(松本雄一) まず、高卒の方は毎年4名から5名を採用しております。その他に、契約として入ってこられた方が何年かスキルを磨いて正社員になっております。入ったときは当然、技術力もありませんが、1年間でどこまでスキルを上げてくるかという賃金マップというものがあまして、1年経ったらここまで出来るようにしようというので、毎年スキルアップをしていきます。その期ごとにフォローアップ面談を行って、全体的にスキルを上げていくというのが、一般的な会社の技術を上げていく過程になります。

何年で出来るようになるのかというのは、人それぞれですが、まずは現場に配属されると3年くらいで一般的な国の技能試験と呼ばれる外部の試験を受けたりしながらスキルを上げていくという方法があります。その間に溶接よりも塗装をやってみたいですとか、職場ローテーションもありますので、フォローアップ面談を上長とやって、このような仕事をやってみたいとか、こういうところに行ってみたいということもあるので、一概にそこにずっといるわけではありません。賃金も、技術を目指したい、管理のほうに行きたいということがありますので、明確なものはありません。

(会長) まさに議論しているような、特定最低賃金近傍で働いている人というのは、具体的に言うと、御社の工場におられるとしたらどのような人たちですか。

(松本雄一) 最初に入ってきて、組立、検査、機械とかで検査していますので、そのモニターを見ながら良い悪いを判断するような、スキルをあまり必要としないところに最初に配属すると思います。

(会長) 御社のような企業においては、そんなに多くはないかもしれませんが、そういう人たちが将来的に頑張るその産業で働いていこうと考えるために、最低賃金は一定の役割を持っていると理解してよろしいでしょうか。

(松本雄一) そうですね。

魅力がないとなかなか入っても来てくれないし、人を集めることは苦労しております。新入社員も含め、採用枠があるにも関わらず、定員を満たさないという年もあります。

(橋本委員) 橋本と申します。

そもそもの話で恐縮なのですが、働いている人の人数、規模を教えてくださいたいと思います。正社員が何名くらい、契約社員が何名くらい、それ以外に、もしかしたら嘱託やパートについても教えてくださいたいと思います。

(松本雄一) 組合員と呼ばれる方が190名くらいです。管理職と呼ばれる方が30名くらい。契約と呼ばれる方が100名くらいいます。今320から330名くらいいます。

(橋本委員) 正社員や契約社員以外に、パートとか嘱託という概念でくくられているような人たちはいますか。

(松本雄一) いません。契約社員というくくりです。

(橋本委員) 契約社員の方は月給ですよ。

(松本雄一) そうです。

(橋本委員) 我々が議論しようとしている最低賃金に抵触するような方々はいらっしゃらないということですよ。

(松本雄一) そうかもしれないです。

(佐藤委員) 福島県経営者協会連合会の佐藤と申します。

色々詳しくわかりやすくご説明いただきありがとうございました。

東北6県を見ても各県で金額が違います。このことについて、何か思うところがあれば伺いたいと思います。

(松本雄一) 私どものところは、設備産業ではなく人に携わるところであって、今の質問に対しての答えになるかわかりませんが、利益率が低い部分があるということもあり、他県は設備産業のところが多いのかと思います。ただ、我々ものづくりとして長年やっておりますので、低いのはなぜかという思いはあります。低いと良い人材も集まって来ず、技術継承も出来ず、人が集まらず、操業が存続できないということがあっていいのかという思うところがあります。

(佐藤委員) ありがとうございました。

(松本委員) 先ほど橋本委員から契約社員だから月給だというお話ありましたが、月給も時給換算で最賃割れするというケースも無きにしもあらずということで、皆さんご承知のとおり、最賃の引き上げ率が物凄く上がっていて、低いところはまだまだたくさんあります。我々も産別として注意を促していますが、気づいたら時給換算したときに最賃割れしているケースも出てくる場合もあります。そういった意味では、契約社員の月給については、月給とは言いつつも時給換算した時のことを考えると、全く関係のないものではないと認識しております。

(橋本委員) 全く関係ないとは言っておりません。

時給換算してもOKIさんの場合は1,500円とか2,000円とか、もっと高い金額になると思います。この議論の対象として、意見を聞くのに、はたしてこのような大きい会社の人を呼んできて適切なのですかということです。

例えば、以前いただいた資料の中で電子部品は、9人までの割合が7%です。その30人から99人が65%で、この統計上は大きい会社の方が割合が大きいです。例えば900円未満、1人から9人のところが13.7%、ここが問題です。

なぜ山形県とデータを比較したいかと言うと、企業規模が違ったり、やっている作業が違ったりと言った違いはあるのかと思い確認させていただきました。

大企業の方を呼んできて最低賃金の議論をしても、直接的に参考にはなりにくいかなと感じました。

(塩澤委員) 労働委員の塩澤です。

組織規模よりも、参考人の意見陳述書の中には産業としてどう見るかという意見がございます。ものづくりにおける人材確保の難しさなどを主張いただいたように思いますし、未組織労働者ではこういう議論になっていないということを見ると、産業全体の底上げ、底上げと言われる最低賃金の引き上げ議論は必要ではないかと言われているところだと思います。

金額の有無は必要性の有無のあとに議論されるように思いますから、あくまで組織労働者の、414ページに記載のとおり、今春闘の中ではどうだったか、この概念を未組織労働者や県内で働いている同じ産業で働く労

働者の引き上げには重要となってくるのではないかと受け止めた次第であります。

(会長) ありがとうございます。質問はこれにて以上とさせていただきます。
松本様ありがとうございます。

【参考人退室】

(会長) 次に、計量器等製造業労働者側参考人の塩谷様から意見をお伺いしますので、事務局は塩谷様の案内をお願いします。

【参考人入室】

(会長) 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。福島地方最低賃金審議会会長の熊沢です。

最初に自己紹介していただき、その後に、御意見を伺いたと思います。御意見は、20分程度で収めていただき、その後に各委員からご発言内容等に関して質問をさせていただきますので、宜しくお願いいたします。

(塩谷憲之) 私は須賀川市にあります林精器製造株式会社労働組合で執行委員長をしております塩谷憲之と申します。よろしく申し上げます。

本日は、計量器等製造業の関係労働者として意見を述べさせていただきますと思います。

弊社では、主に機械金属、時計高級ケースの加工等をしております。

それでは意見書の当該業種の労働実態について述べさせていただきますと思います。計量器等製造業は、その領域は幅広く、計量器・測定器・分析器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具・時計・眼鏡・同部品と様々な職種にわたりますが、共通することは専門性が高く、製造業はじめ全ての産業に係る精密製品で、製品の規格は誤差の許容範囲がとても狭いため、高い精度と正確性が求められ高度な技能・資格や、熟練度を必要とし、更には長時間の立ち仕事による作業となり精神面での疲労も大きく、誰にでもすぐに従事可能という業務ではありません。

弊社の実情とすれば、要求される製品精度を作り込む為に、多軸マシニングや複合旋盤など多くの工作機械を使い自動化、量産化へ繋げるために、各個人に求められる技術やスキルは年々高くなっていると感じております。

また、新規雇用者不足により技術継承が出来ない事態になっており、付加価値がある製品の増産を強いられることで、現場の負担が増え、その結果、残業や休出等の時間外労働に繋がっており、今回委任をいただいた企

業では、増産への対応として交代勤務を計画しているが人員不足により実施できない企業もあり、これらの職制上の労働環境・実態は、労働組合の有無に拘らず、或いは企業の規模の大小にかかわらず、概ね同じ境遇にあることは承知のとおりと思います。

次に当該労働者の賃金状況についてですが、賃金実態については、特定最低賃金改正の申請について委任を行った企業5社の1時間単位の最高額は1,000円で平均959円となっております。令和6年度の高校新卒者の初任給は最高が185,000円で平均173,383円となり、時間当たり1,083円となり1,000円を上回っております。

24春闘の結果についても、5社平均で8,740円の賃上げとなっております。今回の賃上げを未組織労働者へも波及させることにより、当該産業全体の更なる成長と地域経済の活性化へつながるのではないのでしょうか。

企業規模間の格差については、「産業・規模間格差」の資料に記載のE27精密機械実態では企業間格差は比較的他の産業と比べ格差は少ないものの、男女間格差については他の業種と変わらない状況です。

続きまして計量器等製造業特定最低賃金改正の必要性についてですが、ものづくりに必要な高度なスキルをもつ労働者が、学生アルバイトと同等或いはそれ以下の時給額となれば、労働者の士気も下がり、他県・他社・他業種への従業員の離職者がより一層増え、生産への影響がでると共に品質や技術の低下へつながり、後には産業の衰退につながる恐れもあり、福島県における産業の発展にも大きな影響を及ぼすこととなります。

特定最低賃金の改定は、短期的なコスト負担以上に、長期的な視点で見た場合に企業と地域経済に多大な利益をもたらします。

福島県の主要産業を担っているこの産業に特定最低賃金を設定することで、最低賃金近傍で働き物価高などにより厳しい生活を強いられている当該産業の未組織労働者の底上げを行い、生活安定、モチベーション向上、人材確保、企業競争力の向上、そして地域経済の成長へとつなげることが重要と思っております。

最後に、その他参考意見ですが、福島県と同様の精密機械製造に関する特定最低賃金を設定している、岩手、栃木、埼玉、兵庫、においては既に特定最低賃金の必要性ありで審議が進んでいます。

福島県計量器等製造業においても、経営状況を踏まえた議論は改定審議の場で議論すべき内容であると思います。

企業の事業継承や人材不足の解消を図る為に、長い間労使の御努力で特定最低賃金を積み上げてきました。労使が協調して福島の経済の発展に寄与する為に、計量器等製造業界を前に進めていただく事の御判断を強く希求しまして、計量器等製造業労働者側としての意見と致します。

(会長) ありがとうございます。塩谷様からの御意見について質問等ございますか。

(金子委員) ただ今の意見、大変参考になりました。ありがとうございます。私の方から3点ほど質問させていただきます。

林精器製造株式会社の規模、価格転嫁の状況、現在の景気の状況を教えてくださいたいと思います。

(塩谷憲之) 正社員として300名働いております。現在、業績の方は売上高としては年50億を達成しております。その中で、組合としましては210名おります。価格転嫁の状況ですが、会社側に確認しているところもあり、出来るところと出来ないところがあるということは耳にしているところであります。

(松本委員) 各企業で人材不足ということで、人の確保は難しいという状況でございます。特定最低賃金ということで、65歳以下の方へ適用となっておりますが、60歳以降の労働者は今どういった状況になっているか伺いたいと思います。

(塩谷憲之) 林精器では、60歳で定年を迎えられる方が現在では58名おりまして、最低賃金や特定最低賃金で働いている方はかなりいるという状況になっております。

通常正社員として働いていた賃金から60歳の継続雇用に関しては80%、さらに65歳からは65%ということで、賃金は目減りしてしまうということであり、賃金の低下については、長年勤続して培ってこられた技術者の方の意見として、最低賃金という言葉には敏感になっている状況であるということをお聞きしております。

アルバイト等と同じような賃金で60歳以降働くような環境であれば、通常業務のほかにそれ以上の技能伝承を取り組む必要はないのではないかとこの意見が聞こえてくるところであります。賃金の改善といったところ

では、労働組合としても問題意見として考えたいのですが、組合員としては定年までが組合員でありますので、それ以降については違った場で交渉をしているところであります。

(橋本委員) 正社員が300名とおっしゃいましたが、そうすると60歳までの方でしょうか。

(塩谷憲之) 全部で300人ちょっとおります。正社員は250人くらいになります。

(橋本委員) では50人くらいが定年退職された方ですね。その65%になった方が最低賃金近傍だということでしょうか。

(塩谷憲之) そうです。昨年度までは55%でした。

やはり生産をしながら技能継承をする、そしてモチベーションが賃金に反映すると会社として問題となります。労働組合の代表として、会社に申し伝えをしているところです。

(橋本委員) 417ページの上の方で、「特定最低賃金改正の申請について委任を行った企業5社」とありますが、これはどういう意味か教えていただきたいと思います。

(松本委員) 最初に申し出を行ったこの産業に該当する企業ということですか。

(会 長) 他に質問ございますか。

(な し)

(会 長) 本日は塩谷様ありがとうございました。

【参考人退室】

(会 長) 以上をもって、参考人からの意見聴取を終了します。

○ 特定最低賃金（電子部品等製造業、計量器等製造業）改正の必要性有無の審議について

(会 長) それでは、前回審議会で継続審議とした特定最低賃金、電子部品等製造業、計量器等製造業の改正の必要性の有無について、審議することとします。

ここで、審議に先立ち、労使それぞれ協議を行う必要はございますか。

(佐藤委員) 特に必要ございません。

(会 長) それでは、審議を進めます。

電子部品等製造業最低賃金の改正の必要性の有無について、労働者側よりご意見をお伺いします。

(塩澤委員) これまでも主張してきましたが、再度、本日の参考人の話を踏まえて改めて主張させていただきたいと思います。

特定最低賃金においては、我々、組織労働者、未組織労働者、正規労働者、非正規労働者、働く労働者間の待遇差の解消に向けて、非常に重要だと感じたところであります。したがって、その役割が益々重要になっているというところ、同じ産業で働く方のことを考えれば、待遇差の改善を目指し、ぜひとも審議入りをお願いしたいというところであります。

参考人の話にもありましたが、我々電機産業においては、高品質のものづくり、技術などの強みを持っているというところであります。今後、社会のデジタル化、脱炭素化においては、非常に重要な産業だと思っております。

とはいえ、地域ではまだまだ機械への投資というよりは人への投資、人材不足が非常に大きな課題になっているということを考えると、さらなる人材確保に向けて議論を踏まえて、地域別最低賃金よりも1円でも5円でも高く設定した上での人集めがとても重要なポイントになってくると感じている次第であります。

電機産業においては、生産額、出荷額とも日本国内において非常に高い位置づけになります。全国平均で製造業においては約15%を占める。福島県においても生産額、出荷額については20%を超える位置づけに我々の産業があると考え、やはり特定最低賃金の位置づけは重要と考えているところでありますので、是非とも使用者側の理解をいただきながら、審議入りをさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

(会長) 次に使用者側よりご意見をお伺いします。

(安達委員) 使用者側の安達でございます。

電子デバイス等の特定最低賃金の必要性につきましては、前にもお話ししましたが必要性なしということでございます。

理由につきましては、これまでもお話しさせていただいておりますが、昨今の地域別最低賃金の上昇、非常に高い水準で、これは今年だけでなく、これからずっと続くと経営者側としては考えています。そういった中で、特定最低賃金の意義があるのかということを考えております。

それから、電子デバイスの特質に関しましては、これまでも埋没が何年

も続いているということでございます。例えば昨年、必要性ありということで議論したとしてもまた埋没、来年もまた埋没するというような繰り返しになる。このような状況では特定最低賃金がすでに形骸化して、議論する必要性は低くなっている。速やかにこの制度を見直すべきではないかというのが、私の考えでございます。

そのあと、955円ということで地域別最低賃金の答申がなされたあとに、県内の電子デバイスの方々にお話を伺いました。特定最低賃金について955円以上にすべきだという方は、56社くらいに聞き取りをしましたが、3割です。そんなに上げる必要はない、955円で充分だというのが63%。

先ほども私のほうでお伺いしましたが、価格転嫁について、経営者は賃金を削ろうとは思っておりません。業績が上がればちゃんと出そうという方が多かったです。そのような中、価格転嫁がなかなか出来ないと言っているのが、電子デバイス業界です。私どもの全業種と比べた中でも非常に厳しいという聞き取り結果でした。全て価格転嫁出来ていると回答したところは0でした。全く価格転嫁出来ていないというのが4分の1の25%、出来ても50%以下というところが34%、50%未満全体で見ると59%になります。私が伺った企業が小さい企業だったからかもしれませんが、そのような結果でした。

それから、人手不足は当然人手不足ですが、原因を伺って、賃金が安いからと回答したところは13%です。業績が回復しないと人が雇えないと答えたところは3割、募集しても人が集まらないというところが半分以上でした。

このような地域の声を聴くと、それぞれの規模による違いがあると思います。今日の参考人で来ていただいた方のような規模のところもあれば、私が伺った5人、10人くらいの企業規模のところもあります。やはり特定最低賃金について、企業規模などの基準が不明確なために意味がないのではないかという声が寄せられております。その中でも、コストダウンの要求が小さいところなど、中小企業が置かれている立場を、しっかり理解してほしいというお話もありました。それから、年内中に取引先から発注の増加がないなど、期待できないというお話。大手企業が春闘で賃金を上げているが、中小企業では、単価の見直し、値下げの要求が来ているという

話もありました。二次下請けのところは、一次下請けにお願いしても、元請けのところは了承しないから上げられないという話で、やはり、地元の電子デバイス部品の中小企業は、賃上げをするための原資の確保が非常に厳しく、価格転嫁は思っているよりも進んでいないという認識です。そういう状況でこれだけ地賃が上がって、今までの状況と違う状況になってきているという現状では、特定最低賃金の意味は非常に薄いと考えております。

そういったことから、必要性はなしと考えております。

以上です。

(会 長) 公益側は必要性有りでしょうか。

(長谷川委員) ご説明ありがとうございます。

聞き取りをした結果、地賃以上にしたほうが良いと回答した企業が3割だったとおっしゃいましたが、どうしてその3割はそのほうが良いとおっしゃったのか、教えていただきたいと思います。

(安達委員) 業績が良いということですので、地賃よりも高くして、他県よりも良くしたいという回答でした。

(橋本委員) そうすると、福島県の電子部品の業界は、二分化されているということなのでしょうか。

(安達委員) 私がコメントすることではないと思いますが、儲かっているところは儲かっているし、小さいところに行けば行くほど厳しいという状況は見て取れると思いました。

橋本委員がおっしゃっているように二分化しているのかどうか、大きなところはあまり分かりませんので何とも言えませんが、経団連に入っているような大企業は儲かっているというのは事実だと思います。

(橋本委員) 聞き取りをされた比較的規模の小さい企業の会社の売上高は、何十億ではなく億単位と考えてよろしいですか。

(安達委員) 売上はわかりませんが、2人の事業所や10人というところもありますから、億は行ってないと思います。

(会 長) 先ほどお話されたアンケートについて気になったのですが、まず人手不足の理由について、選択肢と構成比をもう一度教えていただけますでしょうか。

(安達委員) 私の聞き方が悪かったのかも知れませんが、業績が回復しないので人を増やせないという方が28%くらい、条件に合う人が集まらないというの

が半分以上でした。賃金が安いからですかと聞いたら、それは違いますということで、54%の企業の方々に賃金が安いからですかと聞いたら、そうですと答えた方が13%だったということで、賃金だけが人が集まらない条件ではないと、この調査から私は解釈しました。

(佐藤委員) どの業界も人手不足ということで、優秀な人材を各業界において獲得しようとしております。中小零細事業所でも無理をしてでも初任給を含めて、ある程度引上げて人材を確保しようとしています。ただ、その弊害として、中堅以上の社員の方には悪影響が現実的に及んでいると思われれます。事業主としても公平に賃金を上げたいと思っていても原資が限られていますので、その中で配分するとなると中堅以上の社員の方々には同じように引き上げられないなど、どうしてもしわ寄せがきてしまいます。とにかく人手確保については全産業において、経営上の大きな課題となっております。

(塩澤委員) 労働委員の塩澤です。

今、色々な業界で人手不足だということは事実です。先ほどの計量器の参考人の話にもあったように、入口賃金、高卒初任給や大卒初任給のリクルート対策も発生しているでしょうし、企業内最低賃金が必ずしも18歳や19歳に係わってくる内容ではない、もしかすると、社員ではない方々への波及にもはいつてきます。

どちらにしてもこういう議論を今は審議会で行っていますが、本来であれば産業内での該当する労使の中で議論すべき事案ではないかと考えております。確かに審議入りすることによって、地域別最低賃金を上回なければならないという一文がありますから、非常にハードルが高くなっているように思いますし、もしかすると安達委員がおっしゃるように、今年の決着値の地域別最低賃金、昨年決着した特定最低賃金を比較すれば埋没ということになりますが、どちらにしても、しっかりと産業における現状を議論すべきではないかと考えますので、是非とも審議会というよりは、さらに踏み込んだうえでの関係労使を交えた議論になるよう、切にお願いしたいと思います。

(佐藤委員) 現在の特定最低賃金制度自体が破綻しているというか、平成14年に出された産業別最低賃金制度全員協議会報告において、法改正を伴う事項云々ということで、中長期的な視点から更なる議論を深めることが適当で

あるとされていながら、また、平成18年12月27日の労働政策審議会答申及び同審議会労働条件分科会最低賃金部会報告において、在り方の見直しが必要だと言われているにも関わらず、中央でそれが全然なされていない。在り方の見直しについて、進む気配が全くありません。結局、各県ばらばらに色々な業種が設定されて、それについて各県で審議を経てという形で、公平でない賃金額が決まっていく。今後も見直しすることなく続いていくということ自体が問題だと思いますし、それを地方の審議会において決めること自体に無理がありますので、そのところを真剣に中央で審議していただければと思っております。

(会長) 労使のイニシアティブで全会一致ということが必要性の根本ですから、議論は大切かと思いますが、他によろしいでしょうか。

公益委員は必要性ありということでよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) 電子部品等製造業最低賃金について、改正の必要性の有無について審議を行ってきましたが、全会一致で必要性有りとの結論には至っておりません。

審議を尽くすことが必要であるため、本日の審議会では議決を留保し、労使それぞれの代表委員において、更に協議を尽くされた上で、次回審議会において審議・結審したいと思いますがいかがでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは、電子部品等製造業最低賃金改正の必要性の有無については、次回審議会で審議・結審することといたします。

ここで、5分休憩といたします。

(休 憩)

(会長) 再開いたします。

次に、計量器等製造業最低賃金の改正の必要性の有無について、労働者側より御意見をお伺いします。

(松本委員) 労働側委員松本と申します。

参考人から意見をいただきましたが、当該産業は、技術伝承が一つ問題になっております。今まで長年に渡って技術を習得してきた者から新しい人への共有というところで、60歳以降の方も主力として働いています。女性や若いパートだけでなく、これから定年を迎え、雇用延長を迎える方

にも該当するというので、そういった意味でも該当する人はかなり多いと思います。

この特定最低賃金においては、医療は入っておりませんが、今回申し出を行った中には医療関連の部品を作っているところもございます。そういったところで、これから県として医療産業に力を入れていくまただ中で、特定最低賃金を失ってしまうとかなり大きなダメージになってしまうのかなと思うところがございます。

以前の資料369ページから始まるものですが、統計表のウエイト指数というところ、その産業がどれだけ福島県全体の産業の割合を占めているかというところで、計量器等製造業においては、やはり上位のウエイト指数というところからも、主要産業と言えるのではないかと考えております。

こういったところから、県の経済を支えている産業と言えますし、人口流出の問題もありますが、すでに岩手県、栃木県も当該労使の議論が必要だという結果になり審議入りをしております。

確かに価格転嫁の問題もございます。この物価高によって価格転嫁に苦しんでいることは重々理解しているところがございます。我々は、そこに対してどのような取り組みが必要なのかというところ、単組の実態を吸い上げて、実態把握から始めていくところがございます。そういったところも併せて、我々は取り組みをしているところがございます。

まず、労働者の賃金ということで、現に交代勤務を計画している人がいないというところ、そこは労使で協議をしているのですが、やはり労使の話の中で賃金だという議論にもなっております。そういった意味でも、この産業の魅力を発信するための一つの発信ツール、この特定最低賃金がポスターから消えるということはかなり大きなダメージとなります。こういった意味からも、引き続き当該労使で議論していただき、維持してきた特定最低賃金を引き続き今後も維持していただければと思ってお降ります。

すでに千葉と愛知は最賃に飲み込まれているといお話もありましたが、私も色々調べましたが、千葉については主要産業ではなくなっております。福島県においては明らかに数字でも出ていますとおり、主要産業という位置づけになっております。そういった意味で、そういったところは埋没して据え置かれているということもあるのではないかと思います。

今後、議論をさせていただく場をいただければと思いますので、よろし

くお願いします。

(大越委員) 松本委員からお話ありましたが、電子部品デバイス、精密製造業、共に、県のリーディング産業であり、過去より県内の製造業をけん引してきたということは事実であります。

先に審議入りしている岩手、栃木、埼玉、兵庫県においては、すでに特質の審議必要性ありということで、各産業の優位性をご理解いただいているということからも、福島県においても必要性ありで審議入りしていただきたいと思っております。また、計量器等製造業は、先ほどの数値にも表れていたと思いますので、必要性はあると思っております。

これまで、人口減少が進む福島県の課題として、雇用労政課様のアンケート等お示ししてきましたが、この産業を担う若い方たちが、魅力ある賃金と感じ福島に戻ってきて働きたいという方もいると思えますし、これからの若い方たちに福島県を担っていただくという観点でも、魅力ある賃金は福島県にとっても重要なのではないかと考えております。

(志賀委員) 私の方からも補足で少しお話をさせていただきたいと思えます。

総務省の住民基本台帳で人口移動報告というものがありまして、それによると、福島県の2023年の社会増減数、は全年齢別で6,579人減。これは全国でワースト4位になっております。特に15歳から24歳の若年層と言われる人数は4,569人減のワースト6位。近年、全国の下位の順位を推移しているということでもあります。主に若年層の転出先が1位が首都圏で約50%、2位がその他で30%、3位に宮城県で約15%という数値になっております。

6月21日に、民友新聞に県が、東京、埼玉、千葉、神奈川で暮らす本県の出身者に行ったアンケート調査が載っていました。県内に就職や転職を検討したことがありますかという問いに対して、4割以上の方があると答えています。検討したことがないと回答した人を含めて、戻れない理由は何ですかと聞いた場合、周囲の目、希望する仕事がないということが挙がっていました。本県に愛着がありますかという問いには、7割の方が愛着があると答えています。本県に戻る可能性はありますか、ややありますかと聞いたところ、25.2%の人があると答えています。そして、そのために必要なことは、給料が良い就職先を増やすこと、働きたいと思える企業を増やすことが上位に挙がっていました。

そこで私は考えました。労働力不足が叫ばれる今の世の中、特定最低賃金の引き上げが、産業政策として福島県の主要産業である製造業、人材確保に有力な手段として働くのではないかと思います。産業政策として産業の発展を語り、福島県に戻ってきたいと考える若者に、福島県には魅力的な企業がたくさんあるということをアピールして欲しいです。今は人材の流出に悩んでいます。他県に遅れを取ることなく、今ある福島県の主要産業を盛り立てていくことが、政策として大切だと思います。その可能性がこの審議会にあるのではないのでしょうか。

なお、政策として進めるという観点から、福島県にもきちんと支援を求めていくことが必要なのかと考えました。

以上です。

(会長) 次に使用者側より御意見をお伺いします。

(金子委員) 福島県商工会連合会の金子です。

連合会の県内の商工会の数は88あります。商工会会員の皆様の経営支援を担当している団体です。全体的に会員は2万人おります。その中で、製造業、宿泊業等については20名以下、商業、サービス業は5人以下、これが小規模事業者と定義づけられております。中小よりもっと小さいところ、これが9割以上占めているところの経営支援を行っている団体だということを、背景として説明させていただきます。

次に、地賃がここ3年だけを見ても、令和4年30円、令和5年42円、今年55円です。この3年で127円上がっています。尋常な上げ幅でないということが、経営者側から見た率直な感想です。例えば127円×8時間×21日、1ヶ月21,336円の負担が増えた。1年ですと256,032円、これが1人に対して法的に上がらざるを得なかった数字だということを認識していただきたいと思います。

物価高騰、価格転嫁の問題、これがなかなか上手くいかないという状況にある。そして、商工会の方では、コロナが5類以降に変わりましたので、ゼロゼロ融資という無利子の融資により、なんとか凌いできた会社がほとんどだということ、それが返済の時期に重なっていますので、この賃上げとゼロゼロ融資の返済がダブルパンチであります。

そういったところを見ましても、特賃が地賃に埋没しているという状況であれば、地賃の方で特賃に代わって、それぞれの役割を果たしていける

と考えます。

さらに、公正競争の確保の視点がありますので、それは給料格差が見受けられませんので、確保されていないという判断は無理があると考えております。

したがいまして必要性なしという判断をさせていただきます。

以上です。

(会 長) 公益側は必要性有りでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会 長) 計量器等製造業最低賃金について、改正の必要性の有無について審議を行ってきましたが、全会一致で必要性有りとの結論には至っておりません。

審議を尽くすことが必要であるため、本日の審議会では議決を留保し、労使それぞれの代表委員において、更に協議を尽くされた上で、次回審議会において審議・結審したいと思いますがいかがでしょうか。

(松本委員) 質問よろしいでしょうか。

商工会の事業所で88事業所という説明がありましたが、この中で、この計量器等製造業に該当する企業は何社くらいあってどのくらいの従業員がいるか、分かる範囲で教えていただきたければと思います。

(金子委員) 計量器に関する数は把握しておりません。

(会 長) 只今の質問について、データがあれば次回お示しいただければと思います。

それでは、計量器等製造業最低賃金改正の必要性の有無については、次回審議会にて審議・結審することといたします。

○ 今後の審議日程等について

(会 長) 続いて、今後の審議日程等について事務局から説明・提案をお願いします。

(室 長) 第5回本審において、第7回を開催する場合の日程についてお知らせしておりますが、今回は10月28日(月)の14時から、福島第二地方合同庁舎1階会議室にて開催を予定しております。

(会 長) 只今の事務局説明について、質問等ございますか。

(な し)

(会 長) なければ、事務局提案の日程の確保について、よろしく願いいたします。

す。

4 閉 会

(会 長) 本日の議事、その他について質問等ございますか。

(な し)

(会 長) それでは、以上をもちまして、本日の審議会を閉会といたします。